

韓国における生成AIの知財実務利用に関する調査報告

概要 (Summary)

- **KIPOのガイドラインと政策:** 韓国特許庁 (KIPO) はAI関連発明の審査指針を整備し、**2026年上半期までにAI生成物の産業財産権保護に関する審査基準案を策定する予定**です¹。既に2020年に**AI発明の審査実務ガイドライン**を制定し、AI技術を用いた特許出願の記載要件や進歩性判断基準を明確化しています²³。
- **著作権法におけるAI生成物:** 韓国著作権法上、著作物は「人間の思想又は感情を表現した創作物」と定義されており、人間の関与なくAIが単独で生成した作品は原則として著作物性が認められません⁴。**2025年6月に文化体育観光部と韓国著作権委員会が発表したガイドライン**では、AIをツールとして人間が創作的に関与した場合のみ「AI活用著作物」として保護され、人間の創作的寄与部分に限り著作権が認められると示されました⁴。米国では2023年8月、**AIが生成した美術作品の著作権登録を米国著作権局が拒絶し**、裁判所も「人間の関与がない作品には著作権が成立しない」と判断しています⁵。
- **特許法上の「発明者」とAI:** 韓国特許法第33条は**発明者を「発明をした人」と規定し**、現行法は自然人のみを想定しています⁶。世界的に注目されたAI「DABUS」を発明者とする特許出願について、KIPOは**2021年に発明者欄の修正（自然人への変更）を指示し**、出願を事実上無効化しました⁷⁸。申立人（スティーブン・テイラー博士）は不服申立てを行いました。ソウル行政法院（2023年6月）およびソウル高等法院（2024年5月）は**AIを発明者と認めないKIPOの判断を支持**しました⁹⁶。ソウル高等法院は「AIを発明者と認めることは現行法の許容範囲を超える」旨を示し、**AI創作物の保護が必要なら立法による対応が望ましい**との見解を示しています¹⁰（本件は2024年6月に大法院へ上告中）。
- **生成AIの学習データ利用と著作権（TDM問題）:** AIの学習段階で著作物を無断利用する行為が公正利用（フェアユース）に該当するかについて、韓国では法的明確性が欠如しており、係争による判断が下るまで不確実な状況でした¹¹。これに対し政府は**2025年末までに国内外の判例を分析してAI学習における公正利用判断基準を具体化するガイドラインを策定し**、2026年上半期までに業界意見を踏まえて法改正を検討する計画です¹¹。韓国著作権法には現時点で**テキスト・データマイニング（TDM）の明示的な例外規定はなく**、必要な場合は一般的な公正利用規定に頼るほかありません¹²¹³。しかし**2021年にはTDM例外を導入する著作権法改正案が国会に提出**されており、「必要な範囲でのデータマイニングのための複製は許容される」といった条件付きで権利制限を認める内容です¹⁴。この法案は2023年時点で成立が期待されていましたが、慎重な議論が続けられており、政府も2026年に向けた関連法整備を視野に入れています¹¹¹⁴。
- **知財実務における生成AIツール導入事例:** 韓国の知財分野でも、**特許調査・分析や明細書作成、翻訳等に生成AIが活用**され始めています。KIPO自体は2023年にLG AI研究院と提携し、**審査業務支援のための「特許エキスパートAI」開発を進めています**¹⁵。KIPOが提供した約1.78TBの特許関連データで学習したこの大規模言語モデル（パラメータ数88億）は、**特許文書の要約・機械翻訳・分類**などで既に成果を挙げており¹⁶、**2025年からは先行技術検索や商標・意匠の画像サーチへの本格適用**が開始される見込みです¹⁷。民間でも**スタートアップ企業の台頭が著しく**、例えば韓国発のWERT社は**特許検索エンジンと生成AIモデルを組み合わせた特許情報サービスを展開し**、2023年には約30億ウォンの資金調達に成功しました¹⁸。WERTはドイツのDeepL社と提携して**高品質な特許翻訳や学習データ提供**にも取り組んでいます¹⁸。一方、英国のスタートアップSolve Intelligence社は**特許明細書の自動作成、拒絶理由応答、侵害分析までAIで支援するプラットフォームを開発し**、DLAパイパーやパーキンス・コイ等の大手法律事務所やシーメンスなど企業のIP部門を含む**400社以上**が利用しています¹⁹。このように**生成AIを活用した知財リーガルテック**への国内外の投資も活発化しており、専門

家は「特許業務は技術理解・法律判断・戦略策定・多言語対応が絡む複合領域であり、生成AIが実質的価値を生み出せる数少ない分野」だと指摘しています²⁰。

- ・**生成AI利用時の法的リスクと専門家の提言:** 知財実務で生成AIを活用する際には、**秘密情報の漏洩リスクとAIの誤情報（ハルシネーション）** リスクに特に注意が必要だと指摘されています。韓国インターネット振興院（KISA）は2025年2月に「**生成型AI利用に関するセキュリティ勧告**」を発出し、企業に対して「AIサービスに社内文書やソースコード、顧客情報など機密データを入力しないよう**社内ポリシーを策定すべき**」と警告しました²¹。また、社内での無断利用を制限・ログ監視するとともに、**AI生成情報に誤りが含まれる可能性を常に検証するプロセスの強化を推奨**しています²¹。実際、生成AIはありもしない判例や先行技術を捏造する「ハルシネーション」を起こす場合があります、法曹界では2023年に米国弁護士がAIの出力した架空の判例を引用し制裁を受けた事件が教訓として共有されています（※韓国でもAIの誤回答がもたらす法務リスクが議論されています）。韓国の知財専門家らも、**AI出力の鵜呑みは禁物で、人間のレビュー（Human-in-the-loop）が不可欠**だと強調しています²²。さらに、**生成AIが関与した成果物の権利帰属問題**にも留意が必要です。前述の通り特許の発明者や著作物の著作権者は人間でなければならないため、例えば**明細書作成やコンテンツ創作にAIを用いた場合でも、人間が創作上の実質的貢献をしていることを明確化**しておくことが重要です⁴⁶。主要法律事務所もクライアント向けに生成AI利用ガイドラインの整備を進めており、「**企業は機密情報保護・誤情報対策・権利処理の観点から社内統制と教育を徹底すべき**」との提言が相次いでいます。例えば韓国最大手の金杜（Kim & Chang）を含む複数の法律事務所がAI基本法や関連ガイドラインに関するレポートを公表し、**個人情報保護・著作権・労働法・倫理面まで網羅したAIガバナンス体制**の構築を企業に呼びかけています²²。

1. 韓国特許庁（KIPO）による生成AI関連ガイドライン・政策動向

韓国では、生成AI（Generative AI）の急速な普及に対応し、**知的財産分野での制度整備が進められています**。韓国特許庁（KIPO）はAI関連発明の審査基準策定や政策立案に積極的に取り組んでおり、大きく以下の二方向で動きが見られます。

- ・**(a) AI発明に関する審査実務ガイドライン:** KIPOは2020年に「**AI分野の発明の審査ガイドライン**」を制定し、2021年に改訂を行いました。このガイドラインでは、**機械学習などAI技術を用いる発明の明細書記載要件や特許要件が具体的に示されています**²³。たとえば「**発明の詳細な説明**」には**学習データやモデル構造など具体的手段を記載し、入力データと出力結果との相関関係を説明**することが求められています²。また進歩性判断においても、**AI技術を単に利用しただけの場合は新規性・進歩性が否定される一方、学習データやモデルの具体的工夫によって予期し得ない有利な効果が生じる場合は進歩性を肯定する**といった基準が示されています³²³。さらに2021年改訂では、「**学習モデル**」の定義や**クレーム記載要件も明確化**されました²⁴²⁵。これらガイドラインは、AI関連発明の出願増加を受けて審査官と出願人双方に予見性を与える狙いがあります。
- ・**(b) 生成AI時代を見据えた政策ロードマップ:** 2023年に発足した韓国政府は、AI産業振興と規制整備の両立を図る「**AI分野規制合理化ロードマップ**」を2025年11月に策定しました²⁶²⁷。この中で知的財産に関しても、「**AIと知的財産権**」という項目を設け、以下の方針を打ち出しています。
- ・**著作権データの学習利用に関する法的不確実性の解消:** 現行著作権法にはテキスト・データマイニング（TDM）を明示的に許す規定がなく、AIの学習行為が公正利用に該当するか判断が困難でした¹¹。政府は**2025年末までに国内外の判例や事例を分析し、AI学習に関する公正利用の判断基準や具体例を示すガイドラインを作成する計画**です¹¹。さらに**2026年上半年までに業界からの意見募集を行い、必要に応じて著作権法など関連法令の改正を検討する方針**が明らかにされています¹¹。これにより、生成AI企業が安心してデータを学習利用できる環境を整える狙いです。
- ・**AI生成物の産業財産権保護に向けた審査基準の整備:** 現行の特許・意匠制度は「**人間の創作**」を前提としており、AIが生み出した発明やデザインの保護に空白がある点が指摘されています¹。そこで

KIPO（※現在は「知識財産処」と表記）の計画として、**2026年上半年期までに**、特許については「**AIの寄与度の判断基準**」や「**AI関連発明の法的地位に関する審査基準案**」を、意匠については「**創作的寄与の有無による登録適格性判断基準案**」をそれぞれ策定することが盛り込まれました^{1 28}。これは、AIが関与した発明・デザインであっても、人間との関与度に応じて何らかの産業財産権保護を与えるための指針を設ける試みです。具体的内容は今後検討されますが、世界的な議論となっている「**AIを発明者・創作者と認めるか**」「**人間との共同発明・共同創作はどう扱うか**」といった論点に対し、韓国としての基準を示すものとなるでしょう。

これらの政策は国際連携とも歩調を合わせています。KIPOは米・欧・日・中など主要5庁（IP5）の協議にも参加し、**AI発明者問題に関する各国の法制度・判例情報を収集・共有するIP5プロジェクト**を主導しました^{29 30}。2024年6月のIP5長官会合では、その成果として「**IP5各国のAI発明者関連の法・判例動向報告書**」が発表されており、国際的なルール形成に向けた足掛かりとなっています^{29 31}。

2. 韓国著作権法におけるAI生成物の著作物性

韓国著作権法では、著作物を「**人間の思想または感情を表現した創作物**」と定義しており（第2条第1号）、これに照らすと**AIが自律的に創作したコンテンツは法律上の「著作物」に該当しない**というのが基本的な立場です⁴。したがって、AI自身を著作者と認めることは現行法上できず、**著作権は原則として人間にのみ発生**します。この原則については世界的にも共通しており、近年話題になった**AIが描いた画像の著作権登録拒否事件**（米国・スティーブン・テイラー氏による創作物）でも、**米連邦地裁が「人間の関与なき作品に著作権は成立しない」と判断**しています⁵。

韓国でも、AI生成物の著作物性に関する議論は活発化しており、2022年11月には韓国著作権委員会が「**有名詩人の詩をプロンプトにしてAIが作った映像を二次的著作物と主張する事案**」について検討を行い、**AIの出力物そのものには創作性（独創性）がなく著作物ではない**との見解を示した例があります³²。もっとも、このケースのように**AI生成物が既存著作物を変形・翻案した場合**には、**人間が行った入力（プロンプト）の創意工夫や結果物の編集操作によっては、元の著作物に対する二次的著作物として保護され得る余地**もあります。その判断は非常にケースバイケースであり、**人間の創作的関与の程度がカギ**となります。

こうした中で、韓国当局はガイドラインの整備によって実務上の判断基準を提示しています。**2025年6月、文化体育観光部と韓国著作権委員会は「生成型 AI 활용 저작물의 저작권 등록 안내서」（生成型AI活用著作物の著作権登録ガイド）を初めて公表**しました³³。これは生成AI時代における「**何を創作とみなすか**」という根本問題に対する政府初の公式見解であり、人間の関与とAIの役割を区別する指針を示しています³⁴。ガイドラインのポイントは以下のとおりです。

- ・「**GAI산출물（AI単独生成物）**」と「**GAI활용 저작물（AI活用著作物）**」の区別: 人間の関与なくAIが生成した結果（AI産出物）は原則として著作権登録の対象にならない⁴。一方、人間がAIを道具として利用し創作性を付与したものは「**AI活用著作物**」として登録可能とされました⁴。著作権保護の範囲も**人間の創作的寄与が認められる部分に限定**されます⁴。これは著作権制度の根幹である「**創作主体は人間**」という原則を再確認するものです。
- ・「**人間の創作的寄与**」の判断基準: ガイドラインは人間の創作的関与の有無を判断する**3つの基準**を提示しています³⁵。(1) **人間が自ら創作した素材をAIの入力値として使用し、その元素材の創作性が結果に反映されている場合**³⁶、(2) **AIの出力物に対して人間が創作的な後加工（修正・加筆・編集など）を行った場合**³⁷、(3) **複数のAI出力物の中から人間が創作意図に沿って取捨選択・配列し構成を作り上げた場合（編集著作物に類似）**³⁸には、人間の創作性が認められるとしています。例えば**AIが生成した画像を人間が選別・組み合わせで新たな作品を構成すれば編集著作物として登録可能**であり、**人間が描いた下絵にAIが彩色した場合は下絵部分のみ著作物として保護**される、といった具体例が示されています^{39 40}。逆に、単にテキストプロンプトを入力しただけでは創作行為とはみなさ

れにくいとも言及されています⁴¹（※プロンプトの具体性や結果の可予測性が高い場合には他国では創作性を認める議論もありますが、韓国では慎重な姿勢です⁴²）。

- ・**著作権登録実務上の留意点:** ガイドラインは、生成AIを利用した作品について著作権登録する際の実務的注意点も整理しています。**著作権は形式主義ではなく無方式主義**（創作と同時に権利発生）ですが、登録には(1)著作者推定効、(2)権利変動対抗力、(3)法定損害賠償請求権といった効力があるため、権利者に有用です⁴³。もっとも、**登録の効力は人間の創作的寄与部分にしか及ばないことが強調されました⁴⁴**。したがって、登録申請の際には**AIが生成した部分と人間が創作した部分を明確に区分して記載**する必要があり、虚偽申請は罰則の対象となります⁴⁴。企業が生成AIを活用してコンテンツ制作を行う場合、**企画書や作業記録など「どの部分を人間が創作したか」を示す証拠を管理しておくことが重要だ**とされています⁴⁵。

このガイドラインは実務に即した豊富な事例も紹介しています⁴⁶⁴⁷。例えば前述のとおり、人間が書いたシナリオを基にAIが映像を生成した場合、著作権はシナリオにのみ認められ映像そのものは保護されない、漫画で文章を人間が執筆し絵をAIが作成した場合、文章部分のみ登録可能、AI生成の模様パターンを木版に貼り付け墨で加工するなどアナログの後加工を施した美術作品は人間の創作性が付加されており登録可能、等々³⁹⁴⁸。これら事例は映像・OTT業界などコンテンツ制作現場に実用的な指針を与えるものとして注目されています³⁴⁴⁹。

要するに、韓国では「AI単独の創作物は著作物ではない」が原則であり、AIを使ったとしても人間が創作上本質的な役割を果たした場合のみ保護対象となるという立場が明確化されたと言えます⁴。なお、この考え方は国際的にも共有されつつあり、英国や欧州連合でも同様の議論が進んでいます（例：英IPOの白書では「人間が関与しないAI創作物に著作権は認めない」と示唆）。韓国はまずガイドラインで実務運用を提示しつつ、将来的な法改正の是非は国内外の動向を見極めて判断するとみられます。

3. 特許法上の「発明者」概念とAIの扱い（DABUS事件を中心に）

韓国特許法も多くの国と同様に、発明者を「発明をした者」と定義しており（第33条等）、暗黙の前提として**自然人（人間）のみが発明者たり得る構造**になっています⁶。このため、AIを発明者として特許出願することは認められないとの立場が現状で明確です。実際、世界的に注目されたAI「DABUS」を発明者とする特許出願に対し、韓国でも特許庁および裁判所が一貫して「AIは発明者になれない」と判断しました。

- ・**DABUS事件の経緯:** 米国の研究者スティーブン・テイラー（Stephen Thaler）氏は、自身が開発したAIである「DABUS」を発明者として各国に特許出願しました。韓国でも、このPCT国際出願が**2021年5月に国内移行**（出願番号10-2020-7007394号）されました⁵⁰。出願書の発明者欄にはAI「DABUS」のみが記載され、テイラー氏自身は出願人として名を連ねました。

韓国特許庁（KIPO）はこの出願を審査し、**2021年5月に「発明者を自然人へ訂正するよう命令」**しました⁵¹（発明者欄の不適法を理由とする補正指令）。テイラー氏がこれに応じず**発明者の訂正を拒否**したため、KIPOは**2022年9月に当該特許出願を却下（無効化）**する処分を下しています⁵²。KIPOの判断は、「特許法上、発明者は自然人のみを想定しており、AIを発明者とする出願は要件不備で成立しない」というものでした⁶。

- ・**審判・裁判での争い:** 出願人のテイラー氏はKIPOの決定を不服として**知財審判院（特許庁審判部）に審判を請求**しましたが、審判でもKIPOの処分が維持されたと伝えられています。その後、テイラー氏は**行政訴訟（審決取消訴訟）を提起**し、ソウル行政法院（行政裁判所第一審）の審理となりました。**2023年6月、ソウル行政法院は「AIを発明者とは認められない」と明確に判示し、KIPOの措置は適法と判断**しました⁹。判決理由では、韓国特許法33条の文言（「発明をした者」）が**人間（自然人）を指すことは明らか**であり⁶、仮にAIを想定していなかった立法の不備があるとしても、それを司法が拡張解釈で補うことは許されない、としました。

テイラー氏側は判決を不服としてソウル高等法院（控訴審）に上訴しましたが、2024年5月16日、ソウル高等法院も一審判決を支持して控訴を棄却しました⁵³⁶。ソウル高裁は、AIを発明者として認めることは「現在のAI技術の水準や社会通念に照らし、適法な解釈の限界を超える」と指摘し¹⁰、将来的にAI創作物の保護が必要となれば立法府での議論によるべきとの付言をしました¹⁰。また、テイラー氏側が主張した「AIが生み出した発明の権利義務をAIの所有者に帰属させればよい」という論についても、現行法上根拠がなく特許制度の体系に反するとして明確に退けています⁵⁴⁵⁵。加えて、高裁判決は一審が示した補強的論拠にも言及しています。それによれば、韓国特許法2条1項は「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作」と定義しており、この「創作」概念自体が人間の知的活動を前提としていること、さらに特許権取得の主体は権利能力を有する者（自然人または法人）に限られること（AIは民法上の権利能力を持たない）などが挙げられています⁵⁵⁵⁶。総じて、「AI発明者」概念は現行制度には受け入れられず、イノベーション促進の観点からも認める合理性が不足しているとの判断です⁵⁷。

テイラー氏は2024年6月に大法院（最高裁）へ上告しており⁵⁸、今後最終判断が下される見込みです。ただ韓国最高裁が他国同様に「AIは発明者になり得ない」と結論付ける可能性が高いと見られています。仮に立法論へ議論が移るとしても、現段階では韓国政府もAIを法的人格として扱うことには否定的であり⁵⁹²⁹、特許法上の発明者はあくまで人間に限られる体制が維持されるでしょう。

- ・韓国における今後の展望: 上述のように司法判断はAI発明者否定で固まりつつありますが、同時にソウル高裁の判示にもあるように将来的な立法による制度変革の可能性も示唆されています¹⁰。韓国特許庁も先述したロードマップの中で、AIの寄与度を評価する基準案の策定に着手すると表明しています¹。これは、たとえば人間とAIが共同して発明に至ったケースなどで発明者をどう扱うか、AIの貢献部分をどのように法律関係に位置付けるかといったテーマにつながります。現時点では世界的にも統一的解決策はなく、米英欧日など主要国はいずれも「AIは発明者になれない」という判断を示しています⁶⁰（唯一南アフリカが形式的に特許を付与しましたが、実質的審査は行われていません⁶¹）。韓国はまず国際的協調の中で議論をリードしつつ、自国の制度調整については慎重に検討を続けるものと考えられます。いずれにせよ、当面は特許出願にAIを発明者として記載することは受理されず、発明の着想・創作段階でAIが関与していても人間の発明者を立てる必要がある点に留意が必要です。

4. 生成AIの学習データ利用と著作権上の議論（TDM例外・フェアユース問題）

生成AIの開発に不可欠な「学習データ」としての著作物利用をめぐり、韓国でも法的な議論が高まっています。特に他者の著作物を大量に取り込みAIを訓練する行為が、著作権侵害となるのか、それとも許されるのかは極めて重要な論点です。

韓国著作権法には、欧州連合や日本が近年導入したようなテキスト・データマイニング（TDM）目的の包括的な権利制限規定は存在しません⁶²⁶³。そのため、研究開発や産業目的であっても、他人の著作物を無断で機械学習に用いることは原則として著作権侵害となり得ます。ただし韓国には第35条の3「データ利用のための一時的複製」という例外規定があり、一部TDMに類似した用途が議論されてきました。また2011年の法改正で第35条の5「著作物等の 공정한 이용」が導入され、米国型フェアユースに近い一般条項が加わっています。この公正利用規定では、目的・性質、著作物の種類、利用部分の量と質、利用が市場に与える影響という4要素を考慮してケースバイケースで判断する建て付けです⁶⁴。AIの学習は直接には想定されていませんが、「研究目的の複製」等を含めて適用を検討する余地はあります⁶⁵。

しかしながら、実務上はAI開発企業が勝手に他人のデータを集めて学習させることには常に法的不安が付きまといました¹¹。近年、米国ではオープンAIやAnthropicが作家団体や大手出版社から訴訟を提起されるなど、学習データを巡る大規模訴訟が現実化しています⁶⁶⁶⁷。韓国国内でも、新聞記事や書籍コンテンツを巡ってAI学習許諾のあり方に関心が集まっています。例えば2023年、韓国新聞協会が加盟社の記事データを外部AI企業に提供する方針を示した際には、一部メディアが難色を示すなど議論が報じられました。また、

教育用教科書全文をAIが学習した場合の是非について監督官庁が「無断利用は侵害になり得る」と注意喚起する場面もありました^{68 69}。

こうした混沌とした状況を踏まえ、韓国政府は前述のAI規制合理化ロードマップにおいて、「AI学習関連の著作権データ利用の法的不確実性を緩和する」措置を講じると宣言しました⁷⁰。具体的には、2025年12月までに国内外の最新判例・事例を分析し、AI学習が公正利用に該当するか否かの判断基準や具体例を示すガイドラインを策定すること、そして2026年上半期までに現場の意見を収集して関連法令の改善を検討するとしています¹¹。このガイドライン策定作業は、海外の訴訟動向（例えば米国での集団訴訟の行方）や、日本で検討中のTDM例外拡充策なども視野に入れて進められるでしょう。

なお、韓国国内の立法動向としては、2021年に国会に著作権法改正案（TDM例外新設）が提出されたことが注目されます⁷¹。この改正案は、「必要な範囲で著作物・データベースをテキスト・データマイニングに利用可能とする」内容で、商用・非商用を問わずTDMを許容する欧州型の規定に近いものです⁷²。条件としては「利用目的が著作物本来の表現を鑑賞・享受するためではなく情報分析のためであること」や「利用する著作物が合法的にアクセス可能であること」などが挙げられていました¹⁴。韓国産業界（特にソフトウェア協会など）はこの改正を強く求めており、「AI時代の国際競争力確保にはTDM例外が不可欠」との意見を表明しています⁷³。一方で文化芸術分野の権利者団体からは、権利保護の形骸化を懸念する声もあります。法案は2022～2023年にかけて継続審議となり、まだ成立には至っていません（2025年現在）。政府ロードマップで「関連法令改善の検討」がうたわれたことから、改めてTDM例外規定の導入可能性が高まっているといえます^{11 14}。

現時点で韓国企業が生成AIの学習データを収集・利用する場合、法的リスクを低減するには以下のような対応が考えられています。

- ・① **公開データやパブリックドメインの活用**： 政府も「公用・公共著作物の開放拡大」を進めており⁷⁴、2025年末までにAI学習に使える新たな公共データのカテゴリ設定や、国家試験問題等のデータ開放を計画しています⁷⁵。公共NURIライセンス（공공누리）の適用拡大により、権利処理済みの良質データを確保できる環境整備が進む見通しです⁷⁶。生成AI開発企業はこれらオープンデータを積極的に取り込み、権利処理負担を軽減する戦略が推奨されます⁷⁷。
- ・② **テキスト・データマイニングの許諾取得**： 民間同士では、出版社やプラットフォームとデータ利用許諾契約を結ぶ動きも出ています。例えば米OpenAIがAP通信社や某金融紙と契約した例が報じられています⁶⁷。韓国でも、大手ポータルや通信社との連携によって合法的に大量データを確保することが検討されています。また、新聞社の記事について使用料を支払って利用する共同実験も始まっています⁷⁸。法改正までは契約ベースでの対応が現実的です。
- ・③ **フェアユース適用の検討**： 学術研究目的や非営利であれば、公正利用の抗弁が成立しやすいケースもあります。ただ商用サービス開発での大規模データ無断使用はリスクが高く、裁判所の判断が出るまで確実なことは言えません¹¹。前述のガイドライン策定により、裁判を待たずに判断の目安が示されれば、企業にとっては朗報といえるでしょう。

全体として、韓国は慎重ながらもAI開発を阻害しない方向へ著作権制度を調整しようとしています。欧米で進む訴訟や、日本の著作権審議会での議論を注視しつつ、2026年前後に国内法の整備がなされる可能性が高まっています。知財実務者や企業法務担当者としては、最新の法令・ガイドラインの動向をウォッチし、適法なデータ収集・利用の体制を構築することが重要です。

5. 韓国知財実務における生成AIツール導入状況

生成AIは一般業務のみならず知的財産の実務分野にも応用が広がっています。韓国において、特許調査や明細書作成、翻訳、特許管理、さらには侵害分析に至るまで、AIツールを取り入れる事例が徐々に増加しています。その動向と具体例をいくつか挙げます。

- ・**特許庁のAI活用（試験・検索支援）**：韓国特許庁（KIPO）は業務効率化のため、AI技術の特許審査・審判への統合を推進しています。2023年2月には「AI基盤特許行政革新ロードマップ」を発表し、「世界最高のAI基盤審査・審判システム構築」を目標に掲げました⁷⁹。具体策として、LGグループのAI研究所と提携して審査官支援AI（いわゆる「特許エキスパートAI」）を共同開発しています¹⁵。2023年中に韓国初となる特許業務特化型の超大規模言語モデルが完成し（LGの多言語AI「EXAONE」を基盤に開発、パラメータ数88億）⁸⁰⁸¹、約1.78テラバイトの特許公報・審決・機械翻訳文・分類情報など膨大なデータで学習済みです¹⁶。このモデルは既に特許文献の自動要約、機械翻訳（韓⇄英）、特許分類といったタスクで成果を上げており、KIPOによれば世界初の試みだとされています⁸⁰⁸²。そして2025年からは本格的にこのモデルを審査実務へ適用し、先行技術文献の自動サーチや商標・意匠の画像類似検索など高度機能を提供する計画です¹⁷。特許出願件数の増加に対処しつつ、出願人へのサービス向上（審査の迅速化・精度向上）を図るものと期待されています⁸³⁸⁴。このように官公庁自らAIを積極活用する姿勢は、他国でも例が少なく、韓国の知財分野における先進的取り組みとして注目されています。
- ・**先行技術調査・解析ツール**：民間では、特許情報サービスに生成AIを取り入れるベンチャー企業が登場しています。韓国のWERT Intelligence（위트인텔리전스）社はその一つで、特許検索エンジン「키워드（Keyword）」に生成AI技術を組み合わせた知財情報プラットフォームを提供しています⁸⁵。従来のブール検索では困難だった自然文による関連特許検索や、他言語特許の一括検索を可能にし、検索結果の要約・可視化なども行えるのが特徴です⁸⁶⁸⁷。WERT社は2022年末に約30億ウォン（約3億円）の資金調達に成功し、2024年にはシリーズBラウンドを予定するなど成長を遂げています¹⁸。また、2023年12月にはドイツ発のAI翻訳サービス「DeepL」と戦略提携を結び、特許明細書の高精度翻訳や翻訳データセットの共有で協力しています⁸⁸。これは特許業務が多言語対応を不可避とする（属地主義による各国出願）点に着目したもので、翻訳品質向上による国際出願支援を狙った取り組みです⁸⁸。
- ・**特許出願書類の自動作成・解析**：グローバルにもリーガルテック系スタートアップが台頭しています。イギリスのSolve Intelligence社は、大規模言語モデル（LLM）技術を用いて「特許明細書のドラフト自動生成」「拒絶理由通知への応答文作成」「特許訴訟・侵害分析」までサポートする包括的なプラットフォームを開発しました⁸⁹。既に世界で400社超の利用実績があり、その約60%はDLA PiperやPerkins Coieといった国際大手法律事務所の知財部門、残り40%はSiemensなど大企業の社内IP部門が占めるとのことです⁸⁹。Solve社は2025年12月にシリーズB資金調達で約5,500万ドル（約75億円）の累計投資を獲得しており⁹⁰⁹¹、調達資金は「特許クレームチャート自動生成」など新機能の開発に充てる計画です⁹²。Solve社創業者は「特許業務は新技術を扱う領域ゆえ汎用AIでは限界があり、技術理解と法判断を両立する特化型AIが必要」と述べており⁹³、まさに垂直統合型（Vertical）AIによる特許実務変革を目指しています。
- ・**特許ポートフォリオ管理・分析**：生成AIは大量の特許データの分類・クラスタリングや、競合企業の特許出願動向の可視化にも活用されています⁹⁴⁹⁵。従来、技術分野ごとの特許分類や類似特許のグルーピングは手作業に頼っていましたが、AIにより自動分類・関連度分析が可能となり、研究者や発明者自身が手軽に俯瞰分析できるようになっています⁹⁶⁹⁵。また、機械学習モデルによって特定分野の出願件数推移から新興技術を予測したり、重要特許の被引用情報等から将来有望技術を特定したりする試みも行われています⁹⁷。これらは企業の研究開発投資戦略の策定や特許ポートフォリオ最適化に資するものです⁹⁸⁹⁹。AI導入により、中小企業やスタートアップでも大企業並みの高度

分析が可能となりつつあり、「特許情報サービスが単なるリスク管理ツールからイノベーション創出のエンジンへ」と変貌しつつあるとの評価もあります^{100 101}。

- ・**商標・意匠分野：** 商標の図形類似検索や意匠の画像検索でもAIが用いられています。KIPOは上記のAI審査支援システムの一環で**画像認識AIを導入予定**としています¹⁷。また民間でも、写真やデザイン画像から近似する先行意匠を探すAIサービスが開発されています。商標については、多数の登録商標データを学習したモデルで**指定商品・役務の類否判断を支援**する研究も進んでいます。
- ・**知財訴訟・契約分野への波及：** 知財実務には特許・商標の出願業務だけでなく、**侵害訴訟やライセンス契約等の法務**も含まれます。韓国の法律事務所各社は、**一般の法律業務同様に知財分野でも生成AI（LLM）の活用実験**を始めています。例えば、大手法律事務所の中には**ChatGPT等を用いた社内研究**を経て、**契約書の初期ドラフト作成や簡易なリーガルリサーチにAIを使う試行**を行っているところもあります（もっとも、秘密情報の観点から現在は限定的な利用に留めるケースが多いようです）。また知財訴訟では、**大量の技術文書や電子メール証拠のレビュー**にAIを導入する例も出ています。eディスカバリーツールでAIが関連文書を自動分類し、重要証拠の抽出を支援するといったものです。これらは他の法務分野でも共通する活用例ですが、**韓国知財コミュニティでもAI活用が「実験段階」から「導入段階」へ移行しつつある**ことが伺えます^{102 103}。2025年の韓国経済新聞の報道によれば、**法務部門で生成AIを使用する比率が1年で14%から26%に上昇し、約95%の専門職が「5年以内にAIが業務フローの中核になる」と予想している**との調査結果もあります¹⁰⁴。知財分野も例外ではなく、**効率向上や高度分析のためのAIツール導入が今後さらに加速すると**みられます。

以上のように、韓国の知財実務では官民間問わず生成AI技術の活用が進展しています。ただし同時に、次項で述べるような法的・倫理的リスクへの対処も求められており、「AIと人間の協働」による効率化を実現しつつ専門家の価値と責任を再確認する動きとなっています。

6. 知財実務で生成AIを活用する際の法的リスクと専門家の提言

生成AIの利活用には多大なメリットがある一方で、**法的リスクや倫理的課題**も存在します。知財専門家や主要法律事務所は、以下のようなポイントに注意を促しています。

- ・**(a) 機密情報の漏洩リスク：** 最も懸念されるのは、**秘密性の高い情報をAIサービスに入力することで生じるデータ漏洩のリスク**です。ChatGPTのような公開大規模モデルはユーザー入力を学習に利用する場合があり、**企業の未公開発明や顧客情報を誤って入力すると第三者に流出する危険**があります。韓国では、サムスン電子の社員がソースコードをChatGPTに入力し社内情報が漏洩する事故が報じられた後、各企業が社内でのAI利用規制を強化しました。この流れを受けて、**韓国インターネット振興院（KISA）は2025年2月に「生成AI使用に関するセキュリティ勧告」を発表し、特に企業向けに次の対策を推奨**しています²¹。
- ・**社内ポリシーの策定：**「AIサービスに社内の機密データ（内部文書・ソースコード・顧客情報等）を入力してはならない」というルールを定め従業員に周知する²¹。
- ・**アクセス制御とログ管理：**社内ネットワークで無断に外部AIへ接続することを技術的に制限し、AIサービス利用ログを記録・監視する²¹。
- ・**AI出力物の検証：**AIが生成した回答や文章には誤りや虚偽が含まれる可能性があるため、**事実確認や出所確認のプロセスを強化**する¹⁰⁵。

特許実務でも、発明内容や先行技術情報は極めて機密性が高いものです。したがって**明細書ドラフトをAIに丸投げしたり、非公開の出願情報を入力したりすることは厳禁**とされています。大手特許事務所の中には、**社内でChatGPT等の利用を禁止**したり、専用のクローズドAI環境（オンプレミスLLM）を構築して機密保持に

努める例もあります。また、クラウド型AIツールを使う場合でも**提供会社との契約で機密保持やデータ不使用の保証を得ることが望まれます。**

- ・(b) **誤情報・ハルシネーションのリスク：** 生成AIはしばしばそれらしくもっともな誤情報を作り出す（ハルシネーション）傾向があります²²。法分野では、AIが存在しない判例を捏造したり、先行技術文献の内容を誤って要約したりする事例が確認されています。2023年には米国で、弁護士がChatGPTの提示した判例を引用したところ架空の判例だったことが発覚し、裁判所から制裁を受けた事件が話題となりました。このような事態は韓国でも起こり得ます。**特許明細書の自動作成にAIを使う際にも、特許請求の範囲の文言が技術的整合性を欠いていたり、背景技術の記載に誤りが含まれたりする可能性があります。**さらに、先行技術調査でAIが見落としや無関係文献の誤提示をするリスクもあります。こうしたAIの出力に内在する**不確実性**に対処するため、専門家は「**必ず人間のレビューを介在させるべき**」と強調します²²。いわゆる**Human-in-the-loop**の体制で、AIの提示結果を知財担当者や弁理士・弁護士が**精査・判断するプロセス**が不可欠です²²。KIPOの審査支援AIについても、最終的な権利判断は審査官が責任を持って行う建前であり、AI結果の盲信は避ける姿勢です。法律事務所各社も**AI利用に関する内部ガイドライン**で「AIの作成した文書は必ず担当者が検証し、必要に応じ修正すること」「AIが提示した法情報は公式原典に当たって確認すること」などを定めています。
- ・(c) **権利帰属・責任の問題：** 生成AIを用いることで、**成果物の権利帰属や法的責任が不明確になる恐れ**も指摘されています。例えばAIが生成した文章や画像には原則として著作権が発生しないため（前述の通り）、それを利用して契約書や資料を作成した場合、**二次利用時に法的保護が及ばない可能性**があります⁴。極端な例では、**AI生成の明細書には著作権が無いので無断転載されても著作権侵害を主張できない**ということも理論上はあり得ます（もっとも明細書自体は公開後は広く参照されるものですが）。また、**特許発明の創作過程にAIが大きく寄与していた場合、発明者欄に記載する人間の貢献度が問題となります**¹⁰⁶。**発明者が正しくない特許は無効理由**となるため、実務上は**発明の着想・完成に誰が貢献したかを社内で整理しておくことが重要**です。AIがアイデアを提示したとしても、最終的な発明の完成に人間（発明者候補）がどのように関与したかを記録し、「**AIはツールであり発明者ではない**」ことを立証できるようにする必要があります⁶¹⁰。さらに、生成AIが**第三者の著作物や特許発明を模倣した出力**を行い、それをもとに製品開発や出願をしてしまうと**権利侵害や盗用**のリスクもあります。意図せずAIが他人のコンテンツを再現してしまうケース（例えば特定画風の画像、既存特許と酷似したアイデア）は報告されており、この点も**入力・出力の管理と確認**が求められます。
- ・(d) **倫理・法規制対応：** 韓国では2023年に「**AI基本法**」が制定され、今後施行される予定です¹⁰⁷¹⁰⁸。この法律や関連ガイドラインでは、**高リスクAIの事前説明義務**や**生成AIによるコンテンツの出典表示義務**などが議論されています¹⁰⁹。知財実務でAIツールを利用する際も、こうした新たな規制を遵守しなければなりません。例えば、**AIが出力した文章や図面をそのまま使う場合にAI利用の事前告知が必要になる可能性**もあります。また、2024年から**個人情報保護法の改正**でAI開発目的の個人情報利用のルールが整備される見込みであり¹¹⁰、学習用データに個人情報が含まれる場合の適法性チェックが求められます。法律事務所のKim & Changのレポートでは、**AI活用に伴う法務・コンプライアンス課題**として「AIガバナンス体制の構築」「データ倫理・差別回避」「セキュリティ強化」「従業員研修」などを挙げ、企業に包括的対策を提言しています¹¹¹¹¹²。知財専門家も、「**便利だからと安易に飛びつくのではなく、法律家としての慎重さと倫理観をもってAIを使いこなすべき**」と述べています¹¹³。

総じて、韓国の知財実務コミュニティは生成AIの可能性を積極的に追求しつつ、そのリスク管理にも真剣に取り組んでいると言えます。AIは今後、特許・コンテンツ分野で専門家を支える強力な助手となり得ますが、**最終的な判断と責任は人間に帰属する点**を忘れてはなりません²²。「**AI時代の知財専門家**」は、AIを道具として使いこなし業務効率と分析精度を高めつつ、法律と倫理の両面で適切なコントロールを維持できるプロ

フェッショナルだと言えるでしょう。韓国の知財業界でも、そうした人材像が共有され始めており、生成AIと共存する新たな実務慣行の確立に向けて試行錯誤が続けられています。

参考文献・情報源: 本レポートの内容は、韓国特許庁が公開した資料、韓国著作権委員会のガイドライン、韓国におけるAI関連のニュース記事、および主要法律事務所のレポート等に基づいています。具体的な出典箇所については、文中の【+】付き番号から参照できます。例えば ① は該当情報が掲載されている資料の行番号を示しています。本調査は2025年12月時点で入手可能な情報に基づいており、今後の法改正や判例によって状況が変わる可能性がある点にご留意ください。

① ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ AI 분야 규제합리화 로드맵 발표 - Lexology

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=4b308fe0-6bcb-44c5-9d1a-e2031b8c9254>

㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ Ministry of Intellectual Property Patents & Utility Models > Artificial Intelligence > Public survey regarding an AI inventor

https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=92012&catmenu=ek03_08_05

㊿ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 방송영상・OTT 트렌드

https://www.kocca.kr/trendott/vol04/trend_1.html

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 홈 >자료마당>저작권 보호 전문지>C STORY(칼럼)

<https://www.kcopa.or.kr/lay1/bbs/S1T233C496/A/88/view.do?>

article_seq=5430&condition=&cpage=&keyword=&mode=view&rows=

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ High Court Reaffirms Artificial Intelligence (AI) Cannot Be an Inventor in Korea - Kim & Chang IP

https://www.ip.kimchang.com/en/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=29908

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ Can Artificial Intelligence (AI) Be an Inventor? The Answer Is “No” in ...

<https://apaaonline.org/article/can-artificial-intelligence-ai-be-an-inventor-the-answer-is-no-in-korea/>

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ Court upholds refusal to recognize AI as an inventor

<https://koreajoongangdaily.joins.com/2023/07/03/business/industry/patent-AI-authorship-Stephen-Thaler/>

20230703184404884.html

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ wipo.int

https://www.wipo.int/documents/d/frontier-technologies/docs-en-pdf-interventions-ind_lee.pdf

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ KIPO Announces 2025 Budget: AI-based Examination Support Service on the Horizon - Lexology

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=dcacfec9-b0ba-494c-8eee-6fe5eeb6559e>

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ AI 만난 ‘특허’, 글로벌 리걸테크 시장에 파란...英 솔브, 韓 위트 등 신흥 스타트업 기업

https://m.boannews.com/html/detail.html?mtype=6&tab_type=6&idx=140930

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 보안공지 > 알림마당 : KISA 보호나라&KrCERT/CC

<https://www.boho.or.kr/kr/bbs/view.do?>

searchCnd=&bbsId=B0000133&searchWrd=&menuNo=205020&pageIndex=1&categoryCode=&nttlId=71652

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 글로벌 기업들의 AI 특허 정보 서비스 도입 사례와 그 이유는?

<https://www.wertcorp.com/kr/resources/view?pkResources=243>

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 지식재산처 > 지식재산제도 > 인공지능과 발명 > 인공지능과 선진 5개 지식재산관청(IP5) 협력

<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0201240>

32 인공지능(AI) 산출물에 대한 각국 법원의 판결 - 네플라(NEPLA)

<https://www.nepla.ai/wiki/it-%EC%A0%95%EB%B3%B4-%EB%B0%A9%EC%86%A1%ED%86%B5%EC%8B%A0/%EC%9D%B8%EA%B3%B5%EC%A7%80%EB%8A%A5-%EC%9E%90%EC%9C%A8%EC%A3%BC%ED%96%89/%EC%9D%B8%EA%B3%B5%EC%A7%80%EB%8A%A5-ai-%EC%82%B0%EC%B6%9C%EB%AC%BC%EC%97%90-%EB%8C%80%ED%95%9C-%EA%B0%81%EA%B5%AD-%EB%B2%95%EC%9B%90%EC%9D%98-%ED%8C%90%EA%B2%B0-%ED%8A%B9%ED%9E%88-ai-%EC%82%B0%EC%B6%9C%EB%AC%BC%EC%9D%98-%EC%A0%80%EC%9E%91%EA%B6%8C-%EB%B0%9C%EC%83%9D-%EC%97%AC%EB%B6%80-5zl8px01nmke>

51 FirstLaw P.C.

https://firstlaw.co.kr/en/sub/insights/board_view.asp?board_idx=1&b_idx=39

52 KIM,HONG & ASSOCIATES

<http://www.pkkim.com/RESOURCES/new.asp?LetterNum=2601&Page=15&bType=A>

64 65 66 67 AI 시대 기업이 꼭 알아야 할 법률 | 인사이트리포트 | 삼성SDS

<https://www.samsungsds.com/kr/insights/the-laws-businesses-need-to-know-in-the-ai-era.html>

68 Korea Says Training AI on Full News Articles and Textbooks ...

<http://koreabizwire.com/korea-says-training-ai-on-full-news-articles-and-textbooks-violates-copyright-law/339348>

69 AI Training on Textbooks Risks Copyright Infringement, South Korea ...

<https://www.chosun.com/english/travel-food-en/2025/12/04/XERDBLXCSBGQ7PBOTAUWDLBLAA/>

72 AI 학습데이터 저작권 관련 각국 정책 동향 및 시사점 - LinkedIn

<https://kr.linkedin.com/pulse/ai-%ED%95%99%EC%8A%B5%EB%8D%B0%EC%9D%B4%ED%84%B0-%EC%A0%80%EC%9E%91%EA%B6%8C-%EA%B4%80%EB%A0%A8-%EA%B0%81%EA%B5%AD-%EC%A0%95%EC%B1%85-%EB%8F%99%ED%96%A5-%EB%B0%8F-%EC%8B%9C%EC%82%AC%EC%A0%90-yulchon-llc-tpksc>

73 [PDF] 1 Paris Congress ALAI 2023 Artificial intelligence, copyright and ...

<https://alai-paris2023.org/wp-content/uploads/2023/06/KOREA.pdf>

78 美 '공정이용' 조건 뉴스 등 수집 허용...EU는 6년전 'TDM' 면책조항 ...

<https://www.sedaily.com/NewsView/2GXQWCHM6L>

79 인공지능 기반 특허행정 혁신 로드맵 발표 - 국무회의 브리핑 | 브리핑룸 | 대한민국 정책브리핑

<https://www.korea.kr/briefing/stateCouncilView.do?newsId=156550438>

102 [PDF] 생성형 AI와 법률서비스, 국내외 동향 및 시사점 - 국회입법조사처

https://www.nars.go.kr/fileDownload2.do?doc_id=1PFQapoyOML&fileName=

103 AI를 만난 변호사들, 그들에게 무슨 일이 일어났나 - 플랫폼

<https://platum.kr/archives/260513>

104 세무·법무 등 전문직 생성형 AI 사용 급증 | 한국경제

<https://www.hankyung.com/article/2025051926071>

107 Enactment of AI Basic Act and Launch of Lower Statute Alignment ...

<https://www.kimchang.com/en/insights/detail.kc?idx=31868>

108 The Proposed AI Act Passes the Korean National Assembly's ...

https://www.kimchang.com/en/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=30833

109 AI HALLUCINATIONS: WHEN CREATION COMES AT A COST ...

<https://www.legal500.com/developments/thought-leadership/ai-hallucinations-when-creation-comes-at-a-cost-who-pays/>

110 Recent Developments in Personal Information and User Protection ...

https://www.kimchang.com/en/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=32430

111 The Impact of AI on Corporate Compliance - Kim & Chang

https://www.kimchang.com/en/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=31588

112 How Generative Artificial Intelligence Made “Hallucinate” Cambridge ...

<https://thebarexaminer.ncbex.org/article/spring-2024/generative-artificial-intelligence-made-hallucinate-cambridge-dictionary/>

113 [법조시론] 한국과 일본의 생성형 법률AI 활용 실태

<https://news.koreanbar.or.kr/news/articleView.html?idxno=34072>